

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	落札率	再就職の 役員の数	備考
小木港臨港道路緊急復旧工事 小木港 令和6年2月21日～令和6年6月28日 空港等土木工事	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年6月26日	(株)丸中組 珠洲市上戸町南方い字51番地	7220001016966	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、被災した小木港の応急復旧するため、臨港道路の緊急補修を行うものである。 本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社丸中組は、石川県港湾漁港建設協会の会員であり、同協会から「災害時における応急対策業務に関する協定書(平成24年8月1日締結)」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第3条第1項により、契約の相手方としたものである。	4,477,000	4,026,000	89.93%	—	
宇出津港臨港道路緊急復旧工事 宇出津港 令和6年2月21日～令和6年6月28日 空港等土木工事	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年6月26日	(株)丸中組 珠洲市上戸町南方い字51番地	7220001016966	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、被災した宇出津港の応急復旧するため、臨港道路の緊急補修を行うものである。 本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社丸中組は、石川県港湾漁港建設協会の会員であり、同協会から「災害時における応急対策業務に関する協定書(平成24年8月1日締結)」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第3条第1項により、契約の相手方としたものである。	11,902,000	10,164,000	85.40%	—	
穴水港臨港道路緊急復旧工事 穴水港 令和6年2月21日～令和6年6月28日 空港等土木工事	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年6月26日	昭和建設(株) 鳳珠郡穴水町字川島レ110番地の1	2220001016806	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、被災した穴水港の応急復旧するため、臨港道路の緊急補修を行うものである。 本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる昭和建設株式会社は、石川県港湾漁港建設協会の会員であり、同協会から「災害時における応急対策業務に関する協定書(平成24年8月1日締結)」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第3条第1項により、契約の相手方としたものである。	11,517,000	11,440,000	99.33%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	落札率	再就職の 役員の数	備考
七尾港(大田地区)岸壁(ー13m)緊急 復旧工事 七尾港 令和6年4月1日～令和6年6月28日 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4ー2ー1	令和6年6月26日	東亜建設工業(株) 新潟市中央区天神一丁目17番1号	3011101055078	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、被災した七尾港の応急復旧するため、大田3号岸壁のエプロン舗装撤去及び舗装応急復旧を行うものである。 本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東亜建設工業株式会社は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書(平成28年6月1日締結)」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第4条第1項により、契約の相手方としたものである。	71,830,000	71,830,000	100.00%	—	
金沢港港湾機能向上検討業務 金沢港 令和6年6月27日～令和7年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4ー2ー1	令和6年6月27日	金沢港港湾機能向上検討業務 エコー・沿岸技術研究センター設計共同 体 東京都台東区北上野二丁目6番4号	—	会計法第29条の3第4項 本業務は、金沢港で発生する浚渫土砂の処分場を確保するため、大浜地区に新たな土砂処分場の配置検討を行うとともに、土砂処分場の将来の土地利用を見据えた港内静穏度解析及び港内埋没予測モデル解析、施設配置に伴う周辺海岸への影響予測を行い、金沢港の港湾機能向上に向けた対応策を検討するものである。 また、本業務の検討にあたっては、整備コストを抑えつつ港内静穏度の確保を行い、船舶の航行や係留、荷役作業、施設配置に伴う周辺海域への影響を小さくすることが求められており、これらの様々な要素を総合的に判断するための高度な専門知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 金沢港港湾機能向上検討業務 エコー・沿岸技術研究センター設計共同体は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、当該業務について、総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定により、金沢港港湾機能向上検討業務 エコー・沿岸技術研究センター設計共同体と随意契約をするものである。	34,441,000	30,360,000	88.15%	—	
金沢港・輪島港浚渫土砂利活用検討業 務 金沢港 令和6年11月11日～令和7年3月19日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4ー2ー1	令和6年11月11日	(一社)水底質浄化技術協会 東京都中央区入船三丁目10番9号	2010005003813	会計法第29条の3第4項 本業務は、金沢港及び輪島港における海洋環境の保全、再生又は 創出に資する浚渫土砂の利活用方法について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、海洋環境の保全、再生又は創出に関する干潟・浅場造成、藻場創出のための土壌性状等の把握方法及び工法についての豊富な知見と、浚渫土砂の土性を分析し、利活用するための専門的な知識を必要とする。また、港湾の利用状況や将来計画、周辺の家象条件や水質条件及び海洋生態系の現況等を踏まえた利活用箇所の選定を行うこと、浚渫土砂の利活用方法や改質工法について、浚渫土砂の実態や土質性状を把握し、海洋生態系への影響に配慮した改良材を選定することなど、高度な専門知識や幅広い経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。一般社団法人 水底質浄化技術協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約するものである。	17,259,000	16,940,000	98.15%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	落札率	再就職の 役員の数	備考
輪島港現況調査(その1) 輪島港 令和6年9月24日～令和6年12月20日 測量・調査	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年12月4日	(株)パスコ 新潟支店 新潟県新潟市中央区万代4丁目4番27号	5013201004656	会計法第29条の3第4項 本業務は、令和6年9月21日から23日に発生した能登半島への大雨により、輪島港内への土砂流入等が想定され、令和6年1月能登半島地震の災害復旧に影響するため深淺測量等を実施するものである。 本業務は、災害復旧事業への影響を確認することを目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社パスコは一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下「協定書」という。)に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。	10,637,000	8,800,000	82.73%	—	
輪島港現況調査(その2) 輪島港 令和6年9月24日～令和6年12月20日 測量・調査	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年12月4日	国際航業(株)金沢営業所 石川県金沢市北安江3丁目4番16号	9010001008669	会計法第29条の3第4項 本業務は、令和6年9月21日から23日に発生した能登半島への大雨により、輪島港内への土砂流入等が想定され、令和6年1月能登半島地震の災害復旧に影響するため深淺測量等を実施するものである。 本業務は、災害復旧事業への影響を確認することを目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる国際航業株式会社は一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下「協定書」という。)に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。	13,332,000	13,200,000	99.01%	—	
輪島港(河井地区)泊地(ー7.5m)緊急復旧工事 石川県輪島市河井町地先 令和6年10月1日～令和7年3月28日 港湾等しゅんせつ工事	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川 幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年12月26日	東洋・本間特定建設工事共同企業体 石川県金沢市畝田東3丁目87番地	9120001077496	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年9月21日から23日に発生した能登半島への大雨により、輪島港内への土砂流入等があり、令和6年1月能登半島地震の災害復旧に影響するため浚渫等を実施するものである。 本工事は、災害復旧事業を円滑に実施するためのものであり、緊急の必要により通常の競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東洋・本間特定建設工事共同企業体は一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下「協定書」という。)に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成されると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。	233,266,000	233,200,000	99.97%	—	